

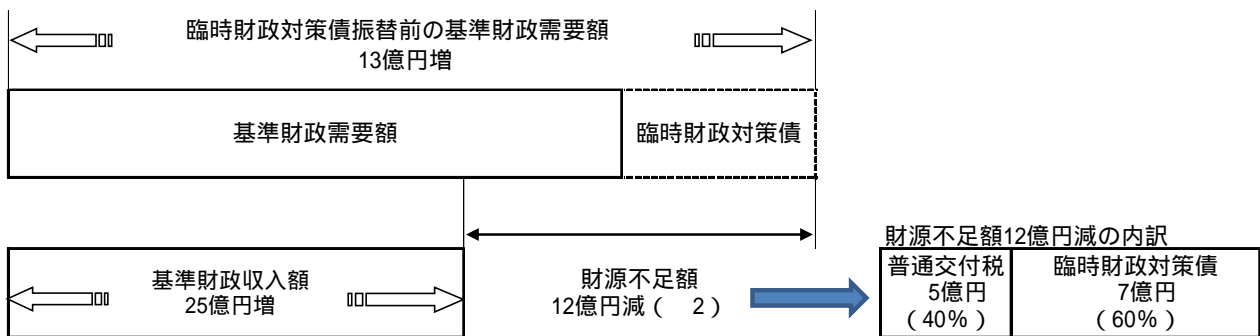
# 10. 消費税率改正(8 10%)に伴う通年の影響

一般会計 < 歳入(1,266,813) - 歳出(749,042) = 517,771 >

歳入		(単位 千円)
区	分	影響額
<b>地方消費税交付金</b> (地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費は22・23ページに掲載)  消費税率改正による地方消費税交付金の増収分 2,533,625		2,533,625
<b>普通交付税</b>  地方消費税交付金の増収分は、普通交付税の算定上、基準財政収入額に全額算入される。また、増収分を財源として実施する社会保障の充実施策の地方負担についても、その全額が基準財政需要額に算入される。本市は普通交付税の交付団体であるため、基準財政収入額の増に伴い財源不足額が縮まり、交付額は減となる。  ・基準財政収入額への影響額 消費税率改正による地方消費税交付金の増収分 2,533,625  ・基準財政需要額への影響額 消費税増収分を財源として実施する社会保障の充実分 1,266,813		1,266,812
計		1,266,813

歳出		影響額			
区	分				
<b>課税対象経費に対し、消費税率10%で算出</b>  主な課税対象経費		749,042			
区	分		消費税率10%分(A)	消費税率8%分(B)	影響額(A-B)
11節	需用費		467,137	373,470	93,667
	うち光熱水費		198,685	158,919	39,766
	うち消耗品費		151,249	120,844	30,405
	うち修繕料		87,603	70,057	17,546
12節	役務費		61,209	48,916	12,293
	うち通信運搬費		41,637	33,272	8,365
13節	委託料		1,903,691	1,522,840	380,851
15節	工事請負費		818,646	654,907	163,739

(参考) 地方消費税交付金の増収による本市の普通交付税への影響(イメージ)



2 地方消費税交付金の増収分25億円全額が基準財政収入額に算入される一方、社会保障の充実分13億円が基準財政需要額に算入される結果、財源不足額は12億円の減となる。本市では財源不足額の60%が臨時財政対策債に振り替えられる見込みのため、臨時財政対策債(発行可能額)が7億円、普通交付税が5億円それぞれ減となる。